

第3章 地域環境の保全

第1節 大気環境の保全

1 大気の現状

私たちが生きるために欠かすことのできない大気は、太陽からの危険な光線を防ぎ、地上を適度な温度に保つのに必要な酸素や水分を与え、私たちに食料や資材などの豊かな恵みをもたらします。

大気汚染とは、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の影響により、人間や動物の健康がむしばまれ、植物の成長が妨げられるような状態をいいます。

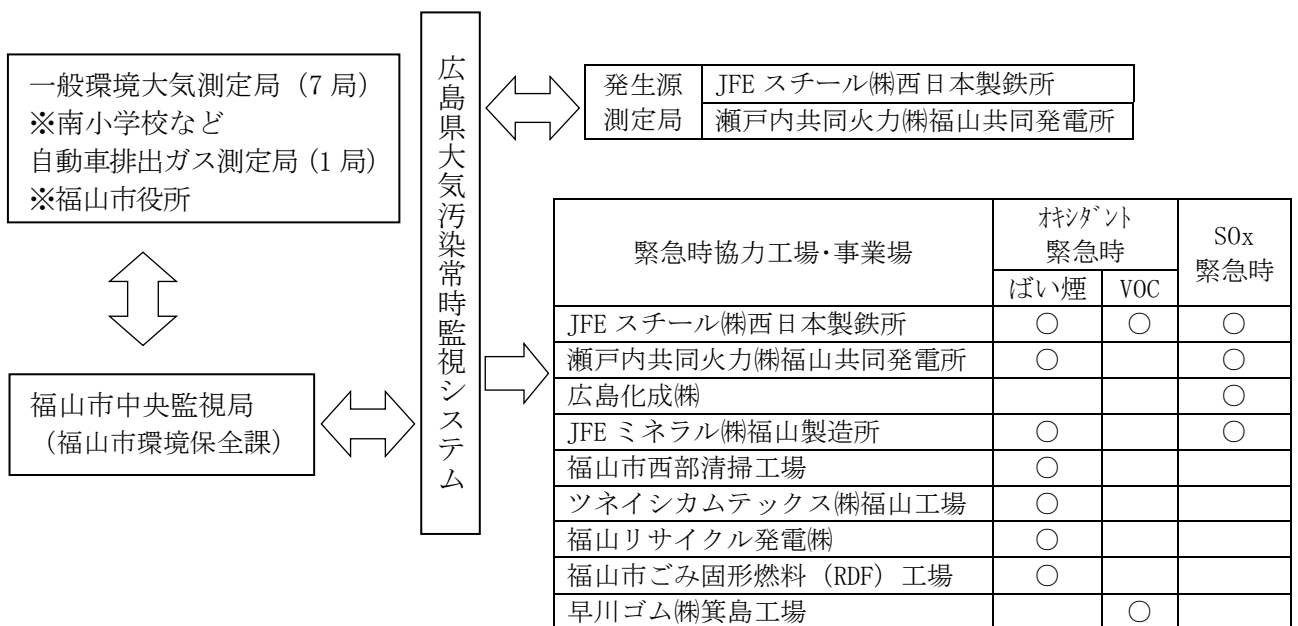
これらの汚染物質について、人の健康や生活環境を守るために維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の大気環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。

(1) 大気汚染監視体制

本市の大気汚染の監視体制は、8測定局（一般環境大気測定局7局、自動車排出ガス測定局1局）で、刻々と変化する各種の汚染物質や気象状況を測定しているほか、2工場で主要発生源のばい煙の排出状況を広島県と共同で常時監視しています。そして、光化学オキシダント注意報などが発令されたときには、大気汚染緊急時の協力工場・事業場に対し、排出ガス量等を少なくするための協力要請などを行っています。

また、簡易測定法は自動測定機による常時監視体制を補完するものと位置付け、広域的分布と長期的変化についても監視しています。

大気環境テレメータシステム



大 気 環 境 調 査 状 況 表

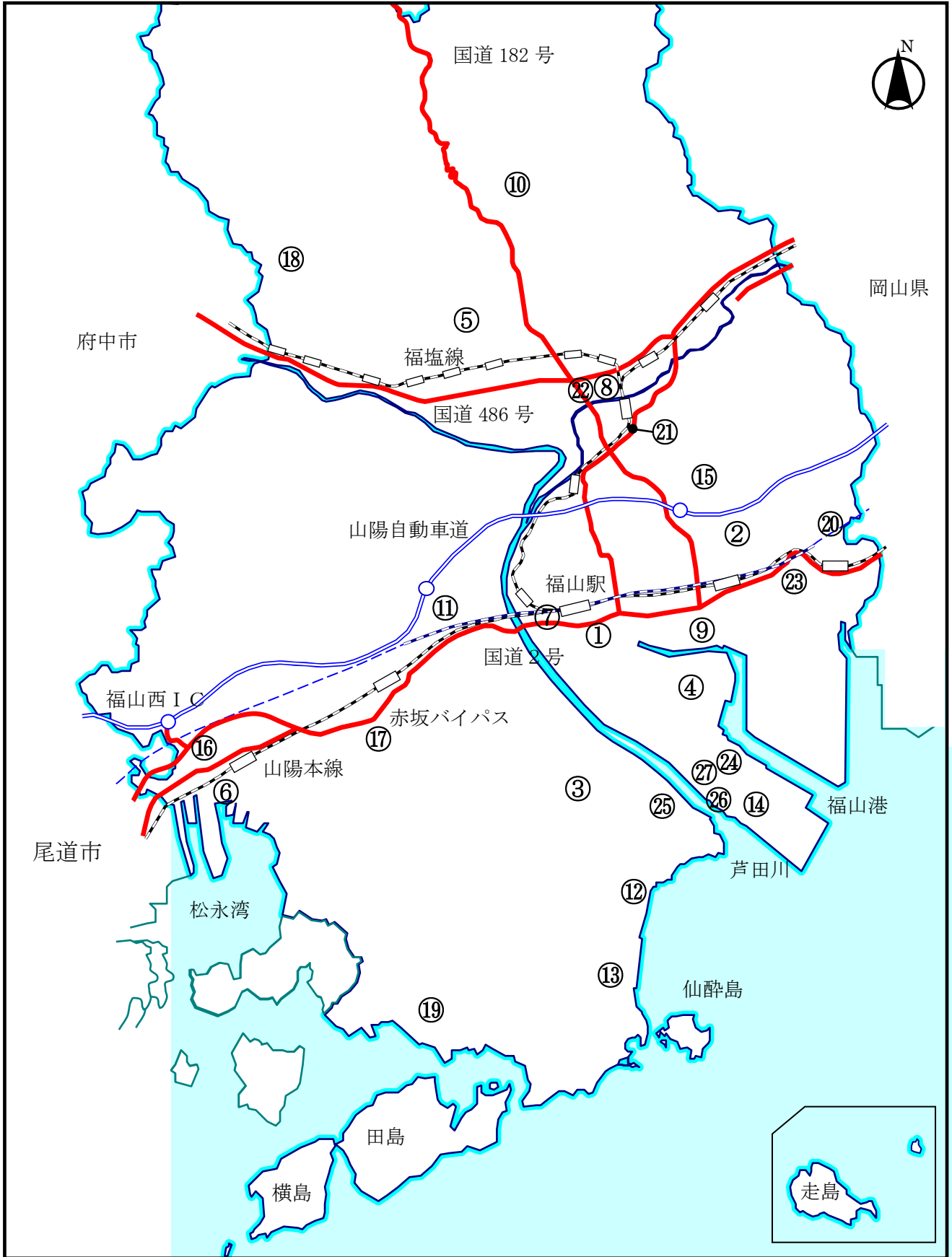
【2021年（令和3年）3月31日現在】

測 定 機		テレメータ	二酸化硫黄計	浮遊粒子状物質計	微小粒子状物質計	窒素酸化物計	オキシダント計	一酸化炭素計	炭化水素計	風向風速計	温度計	湿度計	日射計	降下ばいじん	浮遊粒子状物質中の金属量	窒素酸化物（簡易測定法）	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
測 定 点																		
①	南小学校	●	●	●		●	●		●	●	●	●		○	○	○	○	○
②	培遠中学校	●		●	●	●	●			●						○		○
③	向丘中学校	●		●	●	●	●			●								
④	曙小学校	●	●	●	●	●				●			●	○	○		○	○
⑤	駅家北小学校	●	●	●	●	●	●			●								○
⑥	松永小学校	●	●	●	●	●	●										○	○
⑦	福山市役所	●		●	●	●		●									○	
⑧	神辺支所	●		●		●	●			●								○
⑨	手城小学校													○		○		
⑩	加茂支所													○		○		
⑪	津之郷小学校													○		○		
⑫	高島公民館													○		○		
⑬	白茅配水池（鞆町）													○		○		
⑭	箕島南丘工業団地													○	○			
⑮	日吉台県営住宅															○		
⑯	戸田会館（東村町）															○		
⑰	赤坂東和苑															○		
⑱	新市支所													○		○		
⑲	沼隈支所													○		○		
⑳	大津野小学校													○		○		
㉑	JA福山市神辺支店													○				
㉒	神辺西中学校															○		
㉓	旭丘小学校													○				
㉔	新涯ポンプ場															○		
㉕	水上スポーツセンター													○				
㉖	箕島第2公園															○		
㉗	箕島小学校													○				

※1：●はテレメータ（専用回線を利用して測定データを送信し，集中管理するシステム）に接続されている項目

※2：向丘中学校測定局の二酸化硫黄計は，機器廃止のため2020年（令和2年）8月25日まで測定。

大気環境調査地点図



(2) 大気汚染の状況

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物(SO_x)は、火山ガス中に存在するほか、重油や石炭を燃焼する際に二酸化硫黄として排出されます。これが、直接あるいは粒子状物質に吸着した状態で人体に取り込まれると、呼吸器系疾患の原因になります。また、動植物に被害を及ぼすこともあります。

硫黄酸化物による汚染は、経済の高度成長に伴う燃料消費量の急激な増加により拡大しましたが、工場などの低硫黄分の燃料の使用、排煙脱硫装置等の防止対策により、現在は著しく改善されました。本市では、4局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています(向丘中学校測定局は、2020年〔令和2年〕8月26日に廃止したため参考値)。

二酸化硫黄(SO₂)環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値が0.1ppmを超えた時間と割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合 否	1時間値の年平均値 (ppm)				
			(時間)	(%)	(日)	(%)					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
南小学校	364	8614	0	0.0	0	0.0	0.021	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
向丘中学校	(147)	(3493)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.016)	(0.004)	(0)	適	0.002	0.002	0.001	0.001	(0.001)
曙小学校	364	8622	0	0.0	0	0.0	0.022	0.003	0	適	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
駅家北小学校	363	8608	0	0.0	0	0.0	0.025	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
松永小学校	364	8589	0	0.0	0	0.0	0.019	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

【適合条件】日平均値が0.04ppmを超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

イ 窒素酸化物

窒素酸化物(NO_x)は、物の燃焼に伴って生成される一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)を総称したものです。主な発生源は、工場、事業場や自動車であり、また、ストーブ、給湯器など私たちの身のまわりにも数多くあります。

窒素酸化物は、高濃度になると気管支ぜんそく、慢性気管支炎などの病気を引き起こす原因になります。また、オキシダントの要因物質の一つであるため、より一層の防止対策が望まれます。

本市では、8局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

また、簡易測定器(NG-KN-S法)を市内16地点に設置して、窒素酸化物の測定を行っており、年平均値は0.003~0.022ppmの範囲でした。

二酸化窒素 (NO₂) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値の最高値		日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
			(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)				(日)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	(日)	(時間)	(ppm)													
南小学校	356	8448	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.011	0.010	0.010	0.008	0.008	
培遠中学校	364	8611	0.060	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.014	0.014	0.010	0.010	0.011	
向丘中学校	355	8467	0.046	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	
曙小学校	358	8534	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	
駅家北小学校	364	8604	0.042	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	
松永小学校	360	8536	0.040	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	
福山市役所	363	8616	0.046	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.019	0.017	0.016	0.015	0.013	
神辺支所	364	8620	0.060	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007	

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

【適合条件】年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppmを超えないこと。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の微粒子は、工場や自動車の排ガス、建物解体により飛散した粉じん、光化学反応等で発生する粒子、海域からの海塩粒子、火山の噴煙、黄砂など多くの種類があります。

粒径が10 μ m以下の浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中に長時間滞留し、人間の気道や肺胞に沈着して呼吸器系に影響を及ぼしやすいことから、国は環境基準を定めています。

本市では、8局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

なお、浮遊粒子状物質中の金属量 (C.L.V.調査) も市内3地点で測定しています。

浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数と割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
			(時間)	(%)	(日)	(%)					(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	2016年度	2017年度
	(日)	(時間)	(mg/m ³)												
南小学校	363	8716	0	0.0	0	0.0	0.166	0.049	0	適	0.024	0.023	0.021	0.019	0.020
培遠中学校	363	8714	0	0.0	0	0.0	0.138	0.045	0	適	0.019	0.019	0.018	0.018	0.017
向丘中学校	349	8402	0	0.0	0	0.0	0.130	0.049	0	適	0.017	0.015	0.015	0.016	0.016
曙小学校	364	8722	0	0.0	0	0.0	0.100	0.041	0	適	0.027	0.024	0.023	0.017	0.016
駅家北小学校	365	8721	0	0.0	0	0.0	0.125	0.033	0	適	0.019	0.019	0.017	0.015	0.011
松永小学校	365	8738	0	0.0	0	0.0	0.162	0.048	0	適	0.022	0.022	0.022	0.020	0.019
福山市役所	363	8725	0	0.0	0	0.0	0.170	0.055	0	適	0.023	0.023	0.023	0.021	0.021
神辺支所	365	8736	0	0.0	0	0.0	0.146	0.042	0	適	0.018	0.019	0.020	0.018	0.016

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

【適合条件】日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

エ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、浮遊粒子状物質（SPM）の中でも粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子のことであり、呼吸器系や循環器系に影響を及ぼしやすいことから、国は環境基準を定めています。工場や事業場からのばいじんや自動車排出ガスといった人為的要因や火山の噴煙や黄砂等の自然的要因で発生するなど多様な要因が特徴です。

本市では、6局（2019年〔令和元年〕6月20日に向丘中学校で測定開始）で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質（PM2.5）環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準適合 適否	日時間値の年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			(日)	(%)		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
培遠中学校	352	34.8	7	2.0	適	15.9	14.3	11.9	10.7	12.4
向丘中学校	354	31.7	3	0.8	適				12.7	13.1
曙小学校	356	30.8	4	1.1	適	17.2	16.8	16.8	15.1	13.0
駅家北小学校	343	32.6	4	1.2	適	14.9	15.1	13.8	13.8	11.4
松永小学校	352	24.1	0	0.0	適	14.6	14.1	12.7	10.0	8.7
福山市役所	354	30.5	2	0.6	適	16.2	16.2	12.9	11.1	10.7

【環境基準】1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【適合条件】1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日の2%以内であること。

オ 一酸化炭素

一酸化炭素(CO)は、燃料中の炭素及び炭素化合物が不完全燃焼することにより発生します。主な発生源は自動車であり、大気汚染問題として取り上げられるようになったのは車社会の進展とともに、自動車排出ガスによる大気汚染が急速に増大したことによります。

本市では、自動車排出ガス測定局である国道2号沿いの福山市役所で測定を行っており、環境基準を達成しています。

カ 光化学オキシダント

自動車排出ガスや工場から排出される窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)が太陽光(紫外線)により複雑な光化学反応によって生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものが、光化学オキシダント(あるいはオキシダント)(O_x)と称されています。

大気中のオキシダント濃度は、夏季の陽射しが強く風が弱い、蒸し暑い日に高濃度となりやすく、眼の刺激やのどの痛みなど人体への影響のほか、植物を枯らしたり、ゴムの劣化現象も引き起こします。

本市では、6局で測定を行っていますが、すべての測定局で環境基準を達成していません。

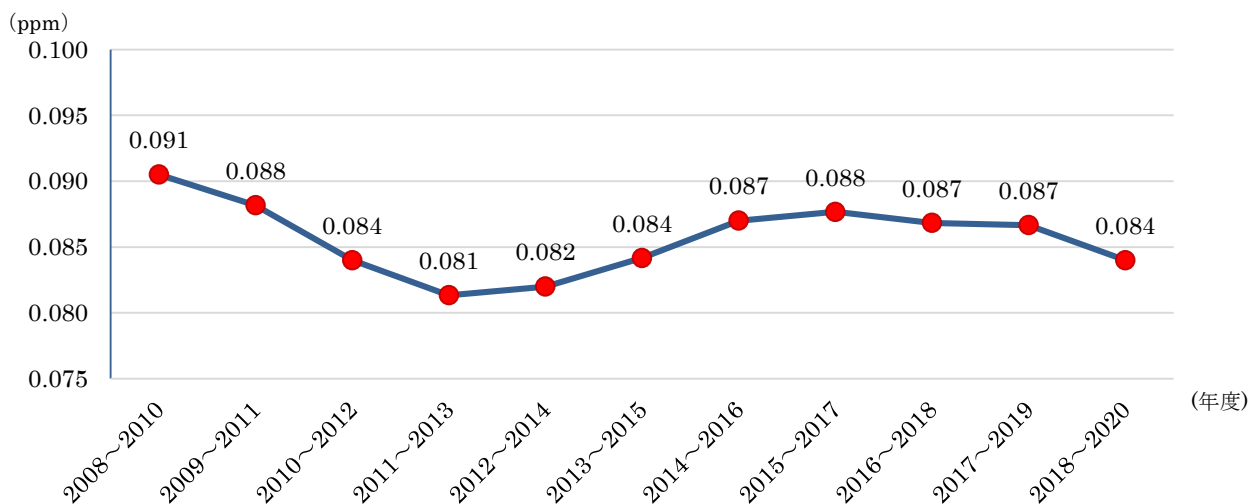
オキシダント（O_x） 環境基準適合状況・経年変化

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		環境基準適合否	昼間の1時間値の年平均値				
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		(日)	(時間)	2016年度	2017年度	2018年度
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)					
南小学校	363	5378	0.095	69	355	0	0	否	0.032	0.032	0.031	0.030	0.032
培遠中学校	365	5413	0.092	64	298	0	0	否	0.034	0.034	0.031	0.032	0.032
向丘中学校	365	5418	0.095	87	462	0	0	否	0.038	0.038	0.037	0.037	0.036
駅家北小学校	365	5414	0.104	72	397	0	0	否	0.033	0.035	0.033	0.031	0.033
松永小学校	365	5399	0.106	77	441	0	0	否	0.033	0.033	0.032	0.033	0.034
神辺支所	359	5300	0.114	69	384	0	0	否	0.032	0.033	0.032	0.031	0.033

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること。

【適合条件】昼間（5時から20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

光化学オキシダント濃度（8時間平均値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値）の経年変化



キ 炭化水素

炭化水素（HC）は、光化学オキシダントの生成に深い関係があることから注目されています。

炭化水素の大部分はメタンですが、光化学オキシダントの生成に関係がないメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と定めて、別々に測定しています。主な発生源は、石油関係の工場、自動車、ガソリンスタンドであり、家庭でも灯油・ガスなどの燃料から排出されています。

本市では、南小学校で測定を行っており、近年横ばいで推移しています。

非メタン炭化水素（NMHC）測定状況・経年変化

測定局	測定時間	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間値が0.20ppmCを超えた日数と割合		6～9時3時間値が0.31ppmCを超えた日数と割合		1時間値の年平均値				
				最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	(時間)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppmC)				
南小学校	7904	0.07	332	0.29	0.01	1	0.3	0	0.0	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07

ク 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合は、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもので、発がん性のある物質、慢性毒性のある物質をいいます。このうち、特に人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる23物質を「優先取組物質」とし、重点的にその排出抑制が図られることとなりました。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質については施設ごとに排出抑制基準が定められています。

本市では、南小学校、曙小学校、松永小学校、福山市役所の4地点で21物質の測定を行いました。環境基準の定められている4物質については環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質の年平均値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定項目	①南小学校	④曙小学校	⑥松永小学校	⑦福山市役所	環境基準等
ベンゼン	0.62	0.74	0.60	0.71	3
トリクロロエチレン	0.17	0.42	0.048		130
テトラクロロエチレン	0.021	0.074	0.046		200
ジクロロメタン	0.71	1.1	0.66		150
アクリロニトリル	0.008		0.007		(2)
塩化ビニルモノマー	0.005				(10)
水銀及びその化合物	0.0018	0.0018	0.0018		(0.04)
ニッケル化合物	0.0024	0.0032			(0.025)
アセトアルデヒド	1.1	1.3		1.1	(120)
クロホルム	0.16				(18)
酸化エチレン	0.016				未設定
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.12	0.077		(1.6)
1,3-ブタジエン	0.040			0.064	(2.5)
ベンゾ[a]ピレン	0.00023			0.00020	未設定
ホルムアルデヒド	1.9	2.1		1.8	未設定
ヒ素及びその化合物	0.0025	0.0029			(0.006)
バリウム及びその化合物	0.000021				未設定
マンガン及びその化合物	0.027	0.035			(0.14)
クロム及びその化合物	0.0030	0.0044			未設定
トルエン	5.4			4.9	未設定
塩化メチル	1.4				(94)

※ () 内の数字は指針値

ケ 石綿 (アスベスト)

アスベストは天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、大気中に飛散したアスベストを吸い込むと健康被害が生じます。アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、地域特性ごとの環境大気中のアスベスト濃度を調査しました。

(単位: 本/L)

地域特性	測定場所	測定地点	総繊維数濃度
一般環境 (幹線道路沿線地域)	国道2号	国道2号沿道	0.14
		市役所南側駐車場	0.25
一般環境 (商工業地域)	南小学校	南小学校校舎側	0.24
		南小学校大気測定局舎側	0.20
解体現場等	一文字町	建築物等解体作業	0.11~0.34
	御門町	建築物等解体作業	0.17~0.22
	地吹町	建築物等解体作業	0.056~0.22

※大気汚染防止法に基づく「特定粉じん発生施設」に係る隣地との敷地境界における規制基準

: 大気中のアスベスト繊維の本数が1Lにつき10本

※「国道2号」「南小学校」は、3日間測定の幾何平均値で算出しました。

※幾何平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の場合、検出下限値の値を用いて算出しました。

すべての測定結果が検出下限値未満の場合、幾何平均値は検出下限値未満としました。

コ 酸性雨

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物によって、降水が酸性化する問題であり、一般に pH が 5.6 より低い雨を「酸性雨」と呼んでいます。

酸性雨は国境を越える地球環境問題として認識され、湖沼生態系の破壊、建造物被害などの影響を及ぼします。本市では、1 地点で測定を行っており、近年横ばいで推移しています。

福山市における降雨 pH 値の経年変化 (測定地点：福山すこやかセンター東館)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
pH	5.3	5.3	5.1	5.6	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3

サ 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、降雨等によって降下してくる物質で、工場や事業場からのばいじんや自動車排出ガスといった人為的要因や火山の噴煙や黄砂等の自然的要因など様々な原因のものが含まれます。

粒径が小さいために健康影響があるSPMやPM_{2.5}とは異なり、降下ばいじんには環境基準の設定がありません。しかし、屋根や外壁の汚れなど生活環境上の支障となり得ることから、市内15地点で状況把握のための測定をダストジャー法により実施しています。

降下ばいじんは、大きく分けて硫酸イオンなどの溶解性物質、灰分などの不溶解性物質の2種類があり、それぞれの成分についても調査しています。

降下ばいじん 総量及び主な成分の年平均値 (単位：t/k m²/月)

測定地点	項目	総量	不溶解性成分			溶解性成分		
			総量	灰分	鉄	総量	カルシウムイオン	硫酸イオン
①南小学校		2.1	1.5	1.0	0.15	0.6	0.08	0.18
④曙小学校		2.8	2.1	1.4	0.22	0.7	0.09	0.23
⑨手城小学校		3.3	2.3	1.6	0.22	1.1	0.15	0.23
⑩加茂支所		1.7	1.3	0.7	0.041	0.4	0.03	0.12
⑪津之郷小学校		1.6	1.0	0.6	0.067	0.6	0.05	0.17
⑫高島公民館		2.5	1.7	0.9	0.26	0.8	0.09	0.22
⑬白茅配水池(鞆町)		2.4	1.2	0.5	0.13	1.2	0.09	0.25
⑭箕島南丘工業団地		5.0	3.6	2.1	0.58	1.4	0.20	0.41
⑱新市支所		1.0	0.5	0.2	0.032	0.5	0.03	0.13
⑲沼隈支所		1.3	0.8	0.4	0.095	0.6	0.04	0.16
⑳大津野小学校		2.6	1.7	1.0	0.22	0.8	0.10	0.18
㉑JA 福山市神辺支店		1.2	0.7	0.4	0.075	0.5	0.05	0.15
㉒旭丘小学校		3.5	2.6	1.4	0.36	0.9	0.12	0.21
㉓水上スポーツセンター		3.1	2.2	1.5	0.35	0.9	0.11	0.29
㉔箕島小学校		3.6	2.4	1.7	0.51	1.2	0.17	0.35



大気汚染常時監視測定局舎（市役所・自排局）



降下ばいじん測定地点（手城小学校）

2 大気汚染防止対策

(1) 発生源の規制

大気の汚染源は、工場・事業場の固定発生源と、自動車などの移動発生源とに大別されます。

移動発生源に対しては、国による段階的な規制強化が図られており、固定発生源に対しては、大気汚染防止法及び県条例により、一定規模以上の施設（ばい煙及び粉じん発生施設）に、届出義務や排出基準の設定、ばい煙排出状況の把握及び記録の義務付け等が定められています。

また、大気汚染防止法が2018年（平成30年）4月1日に改正・施行され、新たに一定規模以上の水銀排出施設への規制が強化されました。

大気汚染防止法及び県条例による2020年度（令和2年度）末までのばい煙及び粉じん発生関係施設の届出状況は次のとおりです。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設番号	1	6	11	12	13	29	30			工場・事業場数合計
特定施設の種類の	ボイラー	金属加熱炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	ガスタービン	ディーゼル機関	その他	施設数合計	
施設数	321 (6)	64	31	17	16	4 (19)	28 (101)	53	534 (126)	196 (78)

※()の数字は、電気事業法・ガス事業法による外数

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設番号	2	3	4	5			工場・事業場数合計
特定施設の種類の	鉱物の堆積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	破砕機	ふるい	その他	施設数合計
施設数	69	46	313	45	117	13	603

広島県条例に基づくばい煙発生施設

施設番号	11		12		13	17		その他	施設数合計	工場・事業場数合計
	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	加工施設	熱処理施設	乾燥施設			
施設数	60	30	99	124	75	47	22	14	471	39

広島県条例に基づく粉じん発生施設

施設番号	3		4			5		6		その他	施設数合計	工場・事業場数合計
	特定施設の種類の種類	原料粉砕施設	ふるい分施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャプラント	粉砕施設	ふるい分施設	切断施設			
施設数	25	30	52	13	22	38	88	44	8	31	351	63

ばい煙排出量が多い工場とは個別に公害防止協定等を結んで、より一層の厳しい基準を定めて、生活環境の保全を図っています。

本市では、大気汚染を防止するため、対象工場・事業場について施設の維持管理状況等の確認を行い、法・県条例及び協定で定められた基準を守っているか定期的な立入検査を行っています。2020年度（令和2年度）は、大気汚染防止法・県条例及び協定に基づいて、延べ事業場数44件実施しました。煙道中の排ガス検査を3事業場実施し、すべて基準に適合していました。

一定量以上の燃料を使用している工場・事業場には、硫黄酸化物と窒素酸化物について、総量規制により排出できる総量が割り当てられており、より厳しい規制を行っています。

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出の抑制を図るためVOC排出施設に対しても排出が規制されています。

(2) 石綿（アスベスト）問題への対応

大気汚染防止法に基づき、建物や工作物に使用されている「吹付けアスベスト」等の除去を行う場合、特定粉じん排出等作業実施届出の提出、建材のアスベスト含有の有無の事前調査、使用機材の動作確認、事前調査結果の掲示などが義務付けられています。

2020年度（令和2年度）は24件の特定粉じん排出等作業実施届出があり、届出のあった作業場を含め37件の立入調査を行いました。

また、大気汚染防止法が2021年（令和3年）4月1日に改正され、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるなど、規制が強化されました。

(3) 緊急時対策

光化学オキシダントは、気象条件などによっては一時的に高濃度の汚染を生ずる事があります。このような場合に、被害を未然に防ぐため、4月～10月までの期間を対象とし、緊急

時の措置として工場や事業場にばい煙の排出量もしくは揮発性有機化合物の排出量の減少を要請するとともに、報道機関などを通して市民に周知しています。

オキシダント濃度が0.1ppmを超過する場合は「オキシダント情報」が、0.12ppmを継続して超過すると判断される場合は「オキシダント注意報」が、発令されます。

2020年度（令和2年度）のオキシダント緊急時の発令状況は、福山地区において情報が0回（注意報0回）、松永地区において情報が0回（注意報0回）、福山北部地区においては情報が2回（注意報0回）発令されました。

なお、緊急時の措置は、硫黄酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質についても定められていますが、近年は1度も発令されていません。

オキシダントの年度別緊急時の発令回数

	2018年度（平成30年度）						2019年度（令和元年度）						2020年度（令和2年度）					
	福山地区		松永地区		福山北部地区		福山地区		松永地区		福山北部地区		福山地区		松永地区		福山北部地区	
	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報	情報	注意報
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0
6月	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	4	1	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	1	1	0	7	2	7	1	5	0	6	0	0	0	0	0	2	0

光化学オキシダントの発令時の状況



通常時



オキシダント発令時

第2節 水質環境の保全

1 水質の現状

水は、空気とともに私たちの生活にとって欠くことのできない大切なものであり、毎日の生活用水として使われているばかりでなく、農業用水や工業用水としても広く利用されています。

水質汚濁とは、川や海に自然のもつ浄化能力を超えた汚濁物質が排出されることで、人の健康や生活環境に良くない影響が生じてくるような状態をいいます。このような状態から私たちの健康を保護し、生活環境を守る上で、維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の水質環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。

（1）川や海の監視

川や海の水質を守っていく上での目標である環境基準には、「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」があり、健康項目については、全国一律に27項目の基準が決められています。生活環境項目については、利用目的によって河川を6段階、海域を3段階に分けて基準を定め、それぞれの水域に当てはめています（環境基準の類型指定）。また、生活環境項目には、「水生生物の保全に係る水質環境基準（水生生物保全環境基準）」が設けられており、本市では、2015年（平成27年）3月に水生生物保全環境基準の類型指定を受けた海域があります。

1969年（昭和44年）から、これらの水域の水質状況を監視しており、現在は芦田川水域22地点、高梁川水域1地点、芦田川周辺水域10地点、^{ひうちなだ} 燧灘北西部流入河川水域5地点、海域11地点で調査を行っています。また、1989年度（平成元年度）からは、地下水質についても毎年調査を行っています。

（2）川や海の汚濁状況

ア 河川

（ア）芦田川水域

芦田川は、瀬戸川などと合流し、備讃瀬戸にそそぐ全長86kmの一級河川です。

芦田川の水は、農業用水、生活用水、工業用水など大切な水資源として広く利用されています。しかし、流域の宅地開発などによる市街化が進み、生活排水の量が増大したため、清澄な水資源の確保並びに環境保全の面からも改善が必要となっています。

このため、1984年（昭和59年）10月から、芦田川流域下水道の供用が開始され、流域市町において下水道の整備を進めるとともに、本市では1989年度（平成元年度）から、し尿と生活排水を併せて処理する小型浄化槽の普及を図るため、小型浄化槽の設置者に対する補助を実施し、生活排水対策を進めています。

2020年度（令和2年度）の芦田川水域8地点で、河川の汚れを表わす目安であるBODについての環境基準適合状況をみると、8地点中3地点で環境基準を超えていました。

BOD75%値の10年間の経年変化をみると、年度によってばらつきはありますが、芦田川水系ではほぼ横ばいとなっています。

芦田川水系 BOD環境基準適合状況

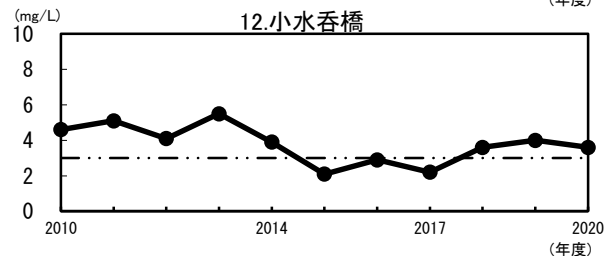
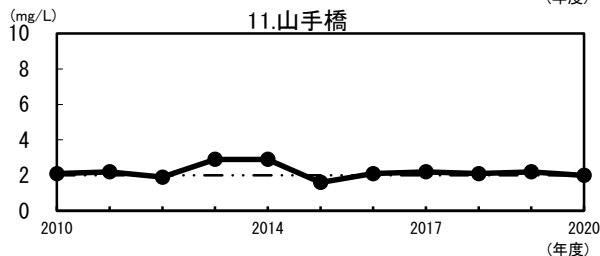
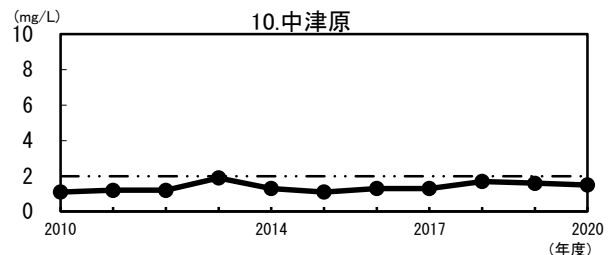
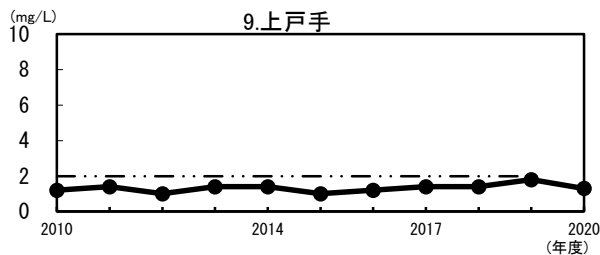
項目	地点番号	9	10	11	12	13	14	15	17
	地点名	芦田川 (上戸手)	芦田川 (中津原)	芦田川 (山手橋)	芦田川 (小水呑橋)	高屋川 (川北)	高屋川 (横尾)	瀬戸川 (山片橋)	瀬戸川 (観音橋)
適合状況※1		○	○	○	×	×	○	○	×
適合率(%)※2		100	100	75	42	50	75	100	67
75%値(mg/L)		1.3	1.5	2.0	3.6	2.7	2.9	1.1	3.2
年平均値(mg/L)		1.2	1.3	1.9	3.3	2.2	2.4	1.1	2.5
環境基準(mg/L)		2以下	2以下	2以下	3以下	2以下	3以下	2以下	3以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

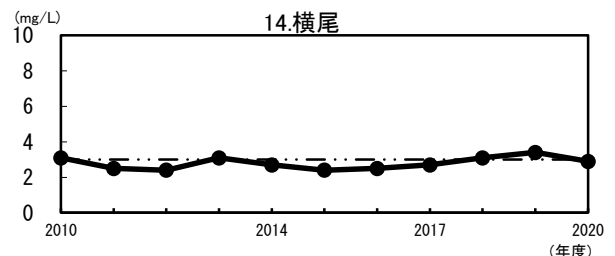
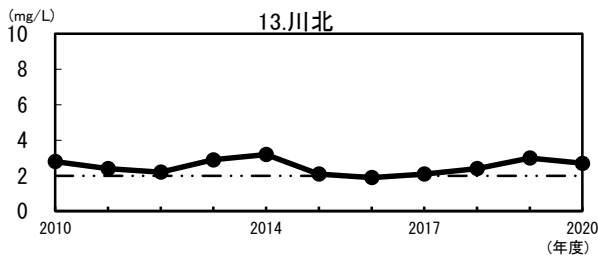
※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

※3 上戸手、中津原、山手橋、小水呑橋、川北、横尾は国土交通省が調査し、福山市が評価しました。

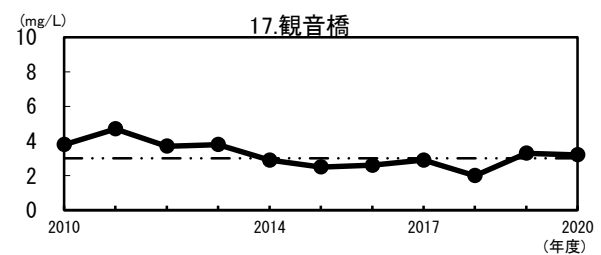
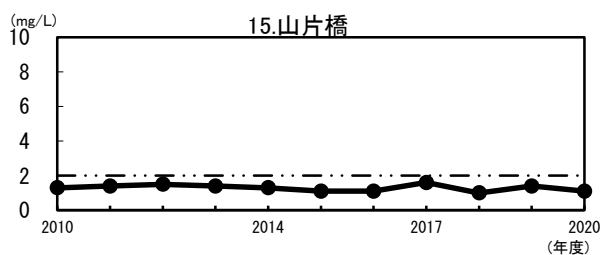
BOD75%値経年変化（-----は環境基準）芦田川調査地点（上戸手・中津原・山手橋・小水呑橋）



高屋川調査地点（川北・横尾）



瀬戸川調査地点（山片橋・観音橋）



(イ) 燧灘北西部流入河川水域

市内には芦田川水系以外の主な河川では、藤井川、本郷川、羽原川、山南川などがあります。これらの河川の水は、生活用水や農業用水などに広く利用されています。

2020年度（令和2年度）のBODは、すべての地点において環境基準に適合していました。BOD75%値の経年変化をみると、環境基準を達成しほぼ横ばいとなっています。

燧灘北西部流入河川 BOD環境基準適合状況

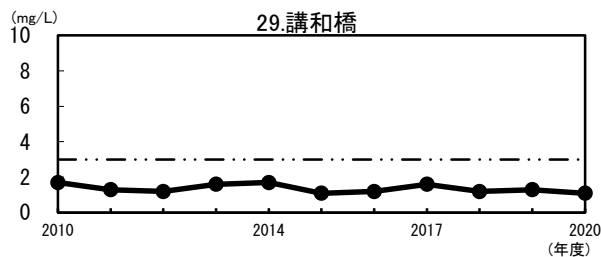
項目	地点番号	29	30	31	32	33
	地点名	藤井川 (講和橋)	本郷川 (荒神橋)	本郷川 (吾妻橋)	羽原川 (本庄神社前)	山南川 (矢川)
適合状況※1		○	○	○	○	○
適合率(%)※2		100	100	100	100	100
75%値(mg/L)		1.1	1.3	1.6	1.3	2.0
年平均値(mg/L)		1.0	1.1	1.4	1.2	1.6
環境基準(mg/L)		3以下	3以下	3以下	5以下	3以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

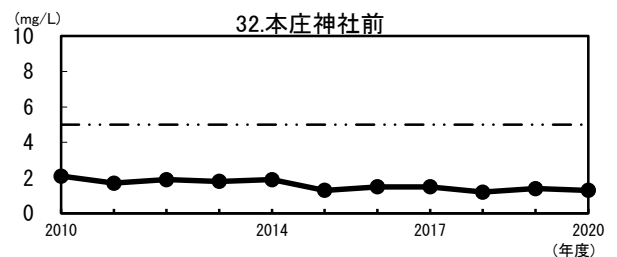
※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

BOD75%値経年変化（.....は環境基準）

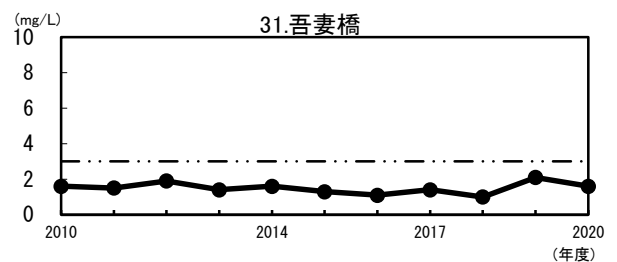
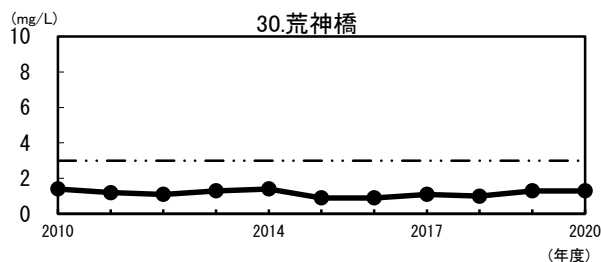
藤井川調査地点（講和橋）



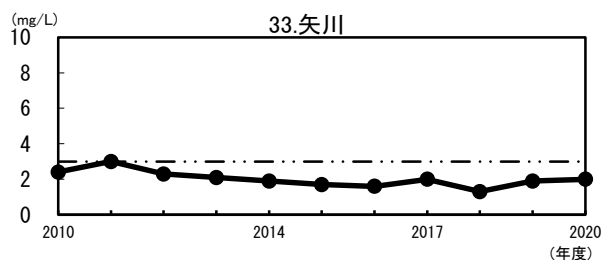
羽原川調査地点（本庄神社前）



本郷川調査地点（荒神橋・吾妻橋）



山南川調査地点（矢川）



(ウ) 市内小河川・水路

市内には、農業用水路・排水路などに利用されている小河川・水路が数多くあります。

これらの小河川・水路は類型指定されていませんが、私たちの家庭からの生活排水、又は工場の排水などが流入しているため、海域の富栄養化現象の原因になりやすいので、その現状を把握するために、取水口、ポンプ場付近を中心に10地点で年4回の調査を行っています。一般的に水量が少なく、また流れが停滞する、未処理の水が流入するなどの悪条件が重なるため、水質が悪い地点が多く、これを改善するためには下水道整備や浄化槽設置などの対策が必要です。

イ 海 域

(ア) 備讃瀬戸， 燧灘北西部 — CODの現況

この水域は瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、大変美しい島々のおりなす景観は全国でも屈指といわれていますが、外洋との水の交換が行われにくい海域でもあり、様々な水質保全対策がとられてきました。

2020年度（令和2年度）のCODの環境基準適合状況をみると、4地点中3地点で環境基準を超えていました。

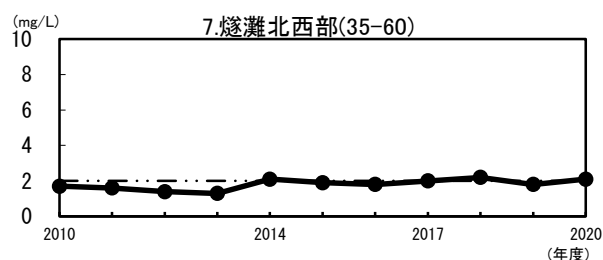
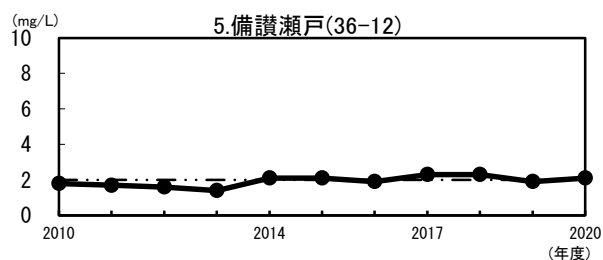
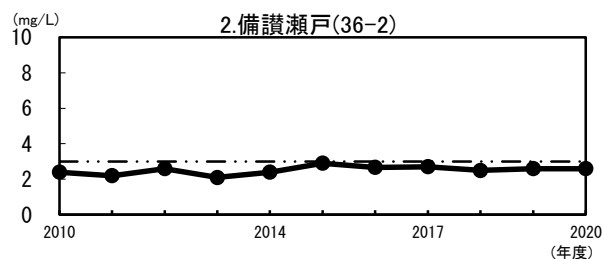
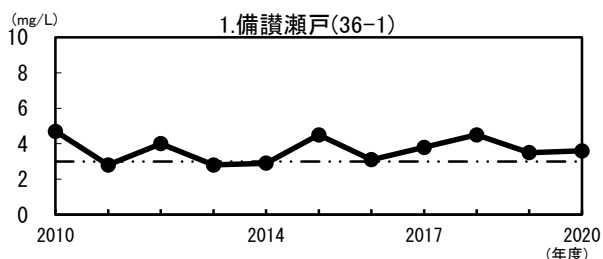
備讃瀬戸， 燧灘北西部海域 COD環境基準適合状況

項目	地点番号 地点名	1	2	5	7
		備讃瀬戸 36-1	備讃瀬戸 36-2	備讃瀬戸 36-12	燧灘北西部 35-60
適合状況 (COD) ※1		×	○	×	×
適合率(%) ※2		58	75	58	58
75%値 (mg/L)		3.6	2.6	2.1	2.1
年平均値 (mg/L)		3.5	2.6	2.0	1.9
環境基準 (mg/L)		3 以下	3 以下	2 以下	2 以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

COD75%値経年変化（ は環境基準）



(イ) 備讃瀬戸，燧灘北西部 — 窒素・磷の現況

海域に流入する窒素・磷などの栄養塩類の濃度上昇は，微細藻類・植物性プランクトンなどを主とする微生物の著しい増殖を引き起こし，酸素不足などの水質環境を悪化させる富栄養化現象が生じます。

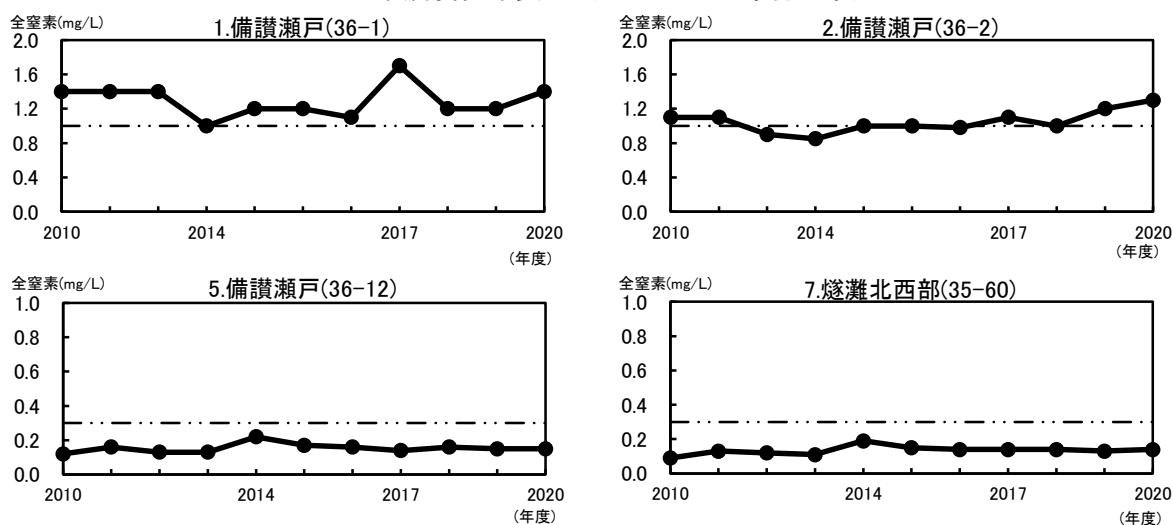
2020年度（令和2年度）の全窒素・全磷の環境基準適合状況は，4地点中2地点で全窒素が環境基準を超えていました。

備讃瀬戸，燧灘北西部海域 全窒素・全磷環境基準適合状況

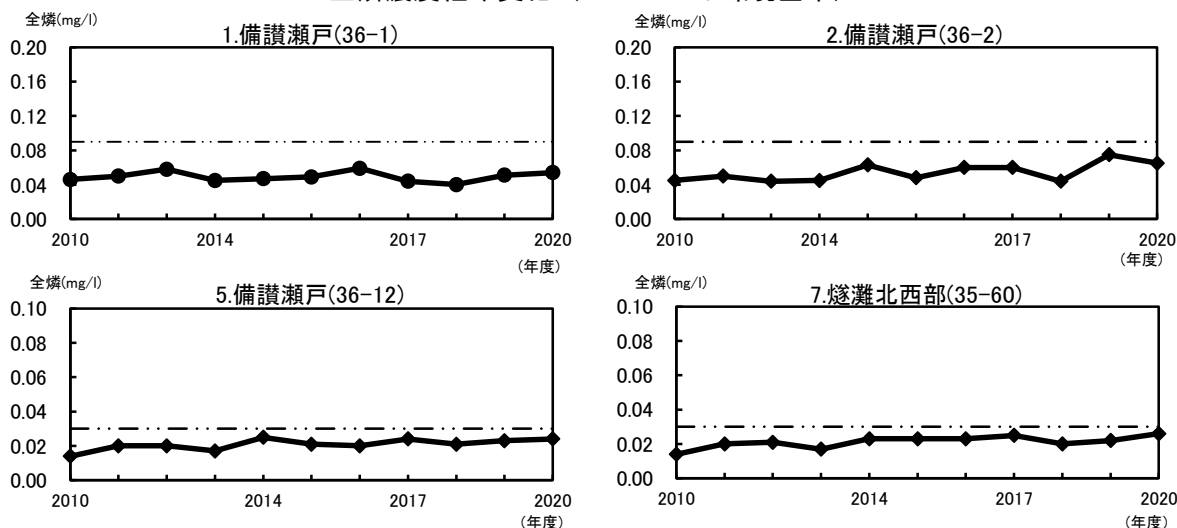
項目	地点番号	1	2	5	7
	地点名	備讃瀬戸 36-1	備讃瀬戸 36-2	備讃瀬戸 36-12	燧灘北西部 35-60
適合状況（全窒素）※		×	×	○	○
全窒素年平均値(mg/L)		1.4	1.3	0.15	0.14
環境基準(mg/L)		1以下	1以下	0.3以下	0.3以下
適合状況（全磷）※		○	○	○	○
全磷年平均値(mg/L)		0.054	0.065	0.024	0.026
環境基準(mg/L)		0.09以下	0.09以下	0.03以下	0.03以下

※ 適合状況は，表層の年間平均値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

全窒素濃度経年変化（-----は環境基準）



全磷濃度経年変化（-----は環境基準）



(ウ) 海水浴場

歴史の町“鞆の浦”の沖あいに浮かぶ「仙酔島」には自然海浜が残っており、2020年度（令和2年度）には、およそ5千人に海水浴場として利用されました。また、内海町横島にあるシーパーク大浜はおよそ9千人、内海町田島にあるクレセントビーチはおよそ1万4千人に海水浴場として利用されました。

これら海水浴場の水質について、遊泳期間前と遊泳期間中に調査を行いました。その結果、遊泳期間前はシーパーク大浜とクレセントビーチで「適・水質AA」，鞆の浦で「適・水質B」，遊泳期間中は全ての海水浴場で「可・水質B」でした。

海水浴場水質調査結果

海水浴場名	遊泳期間前		遊泳期間中	
	判 定	0-157	判 定	0-157
鞆の浦	適・水質 B	不検出	可・水質 B	不検出
シーパーク大浜	適・水質 AA	不検出	可・水質 B	不検出
クレセントビーチ	適・水質 AA	不検出	可・水質 B	不検出



ウ 地下水

地下水は、湧水や井戸水として人々の生活になじみ深いものですが、一般的に水温の変化が小さく水質が清浄であることから、本市でも生活用水や産業用水などに広く利用されています。

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水の汚染が社会的問題となり、また地下水は一度汚染されるとその回復が容易でないことから、汚染の未然防止のため、本市においても1989年度（平成元年度）から、毎年調査を行っています。

2020年度（令和2年度）は5地点の地下水について調査をしました。環境基準の適合状況を見ると、継続監視調査地点においてトリクロロエチレンの超過がありました。

環境基準の類型指定及び環境基準点の汚濁状況

75%値 (mg/L)

- 5.1～
- 3.1～5.0
- 2.1～3.0
- 0～2.0

※ 河川は BOD
海域は COD

(pH, BOD 等)

- A 類型
- B 類型
- C 類型

(全窒素, 全燐)

- ▨ II 類型
- ▨ IV 類型

(生物)

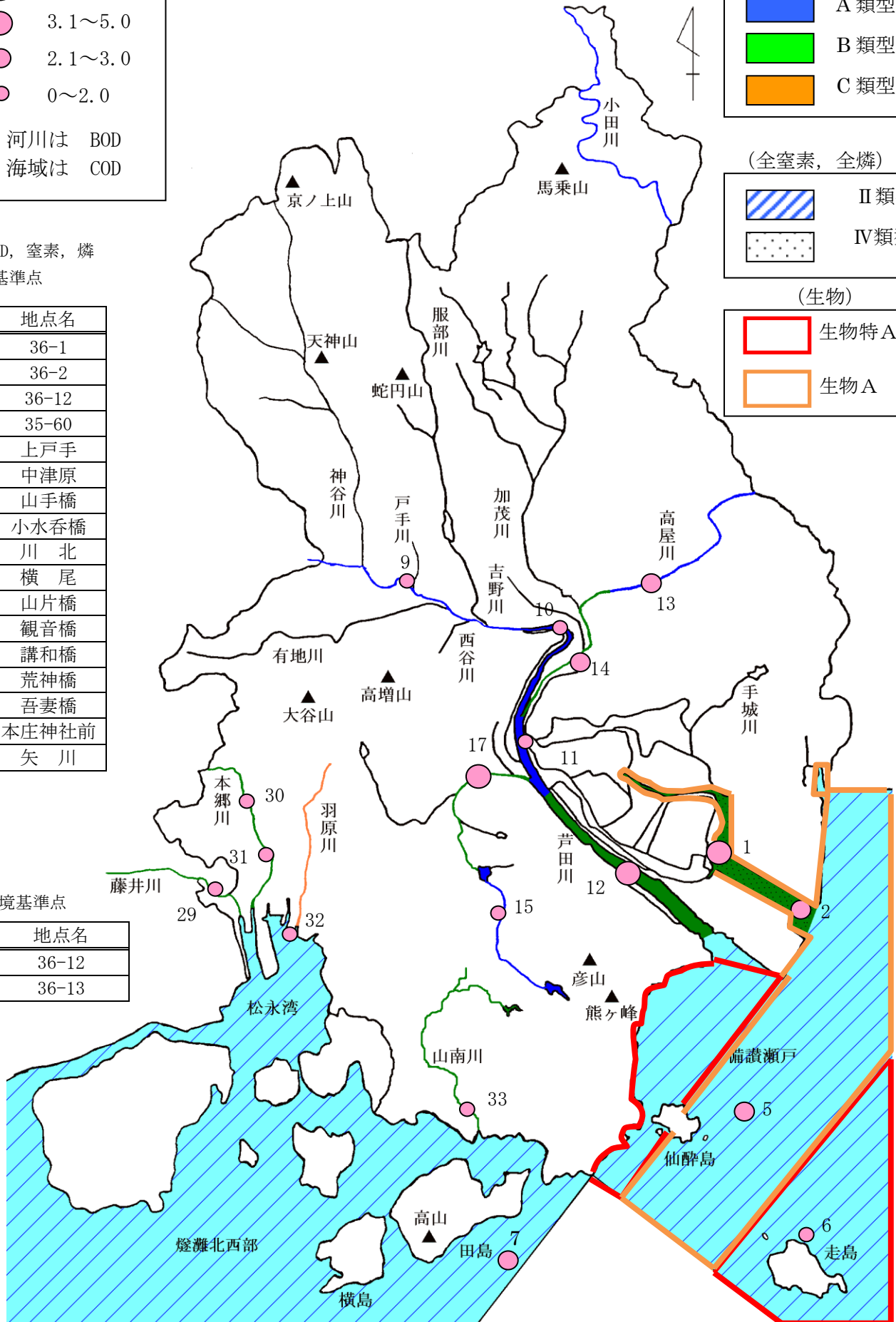
- 生物特A
- 生物A

BOD, COD, 窒素, 燐
の環境基準点

番号	地点名
1	36-1
2	36-2
5	36-12
7	35-60
9	上戸手
10	中津原
11	山手橋
12	小水呑橋
13	川北
14	横尾
15	山片橋
17	観音橋
29	講和橋
30	荒神橋
31	吾妻橋
32	本庄神社前
33	矢川

生物の環境基準点

番号	地点名
5	36-12
6	36-13



2 水質汚濁の防止対策

(1) 水質汚濁の規制

川や海を水質汚濁から守るために、水質汚濁防止法（水濁法）や県条例において特定施設が定められています。特定施設を設置し、川や海などへ排水を出す工場又は事業場（特定事業場）は、その規模や業種により、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）による許可申請又は水濁法、県条例による届出を義務付けています。

本市では、主に1日の平均排水量が50m³以上の事業場、あるいは人の健康に被害を及ぼす物質を排出するおそれのある事業場について、排水基準が守られているかどうか定期的な立入検査を行っています。さらに、1日の平均排水量が50m³以上の事業場については、濃度規制に加えて総量規制も行っています。

ア 法・県条例の届出状況

川や海などへ排水を出す事業場は、その規模や業種により、法（瀬戸法・水濁法）及び県条例により許可申請や届出をする必要があります。

法では104業種、県条例では4業種が届出の対象になっています。2020年度（令和2年度）末での法に基づく届出がある事業場は52業種、731事業場であり、このうち瀬戸法に該当する事業場は16業種、51事業場です。これを業種別にみると自動式車両洗浄施設、し尿浄化槽（201人以上500人槽以下）、旅館業の3業種で全体の約41%を占めています。

また、2020年度（令和2年度）末での県条例に基づく届出のある事業場は122事業場であり、その主な業種はパン又は菓子製造業、理化学試験室で全体の約96%を占めています。

瀬戸法・水濁法に基づく業種別事業場数（総事業場数：731）

【2021年（令和3年）3月31日現在】

号番号区分	特 定 施 設	事業場数
71	自動式車両洗浄施設	144
72-2	し尿浄化槽（201人～500人槽）	82
66-3	旅館業	77
67	洗たく業	69
3	水産食料品製造業	34
72	し尿処理施設	28
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	28
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	20
その他（44業種）	その他（44業種）	249
	合 計	731

県条例に基づく業種別事業場数（総事業場数：122）

【2021年（令和3年）3月31日現在】

号番号区分	特 定 施 設	事業場数
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	73
2	養豚業の用に供する施設	2
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	44
4	流水式塗装施設	3
合 計		122

イ 水質の濃度規制

法や県条例では、業種や区分によって排水基準を定めています。この基準が守られているかどうかを調べるため、定期的に特定事業場に立入り、特定施設の状況や汚水処理の状況について調査するとともに、排水口で採水し、水質検査を行っています。

2020年度（令和2年度）は、特定事業場に対する立入調査を64回行い、そのうち50回の排水検査を行いました。4件の排水基準違反等がありました。こうした事業場に対しては、行政指導を行い、処理の方法や処理施設の改善などを指導しています。

なお、特定事業場で、1日の最大排水量が50m³以上の事業場については、排水基準値以下であっても、許可値又は届出値を超えた場合には、行政指導を行っています。

また、排水規制の対象とならない特定事業場についても随時立入調査を行い、届出内容の確認や排水処理について指導を行っています。

ウ 水質の総量規制

この制度は、従来の濃度規制では多量の水で薄めて流すことで規制基準に適合するが、汚れの量は減らないことから、濃度と水量の積、すなわち「汚れの量（汚濁負荷量）」そのもので規制する仕組みです。

日平均排水量50m³以上の事業場については、総量規制基準の遵守と排出する汚濁負荷量を自ら測定して記録することが義務付けられ、瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量を的確に把握し、総量規制の実効を担保する手段として制度化されています。

エ 地下水の水質汚濁の規制

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）において、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための規定が新たに設けられ、2012年（平成24年）6月1日に施行されました。これにより、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造等に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等が新たに設けられました。本市では、有害物質貯蔵指定施設として12事業場が届出されています。

(2) 生活排水への取組

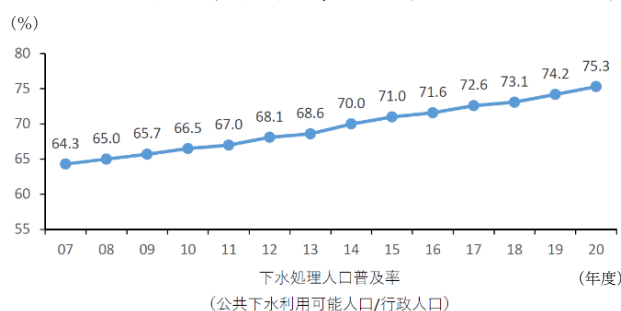
人の生活に伴い各家庭から排出される生活排水は、流域の宅地開発等による市街化が進んだことなどから量が増大し、水の汚れの原因の半分以上を占めるようになってきました。生活排水による水の汚れを減らすため、下水道の整備や浄化槽の設置促進などの生活排水対策を進めています。

ア 下水道の整備

下水道は、衛生的な生活環境を確保し、市街地の浸水を防ぎ、更に公共用水域の水質保全を図るなど、快適な都市環境を形成する上で大切な役割を果たしています。

本市の公共下水道は、市街中心部の旧新浜処理区（面積806ha）は1978年度（昭和53年度）に整備が完了し、2014年度（平成26年度）芦田川処理区へ編入しました。現在は、芦田川処理区（面積10,542.7ha）と松永処理区（面積798.5ha）の整備を行っています。

2021年（令和3年）3月末現在の下水道処理人口普及率は75.3%で、浄化槽などを含めた汚水処理人口普及率は、85.2%となっています。



福山市の下水処理場

	処理場名	計画処理人口	計画処理水量
単独	松永浄化センター	22,600人 (※23,000人)	11,000m ³ /日 (※11,200m ³ /日)
流域	芦田川浄化センター	333,800人 (356,850人)	192,010m ³ /日 (205,640m ³ /日)

(※) は松永処理区の全体計画で尾道市流入分を含む。
() は流域下水道の全体計画で府中市分を含む。

イ 生活排水対策の啓発活動

私たち一人一人が廃食用油の処理や洗剤の適正利用に心掛けるなど、実践していくことが重要であり、本市では、学校などでの出前授業、環境月間行事、また「広報ふくやま」などを通じて、家庭でできる生活排水対策の啓発活動を推進しています。

また、本市では、芦田川の水質浄化に対する地域住民の関心を高め、継続的な住民の参画を促すための支援組織として、2004年（平成16年）に設立された「芦田川環境マネジメントセンター（AEMC）」と連携し、芦田川きれい☆きれいプロジェクト「川の健康診断（6,11月）」「水辺の学び舎（9月）」、「河川浄化チャレンジ月間（11月）」などの取組を進めています。



【芦田川クリーン5】 みなさんが家庭でできる、環境にやさしい5つの取組です。



ウ 合併処理浄化槽設置の推進

浄化槽によるし尿等の適正な処理と生活環境の保全のため、1985年（昭和60年）10月に浄化槽法が施行されました。浄化槽の設置者は、事前に設置届を提出することが法律で義務付けられています。また、浄化槽法の改正により2001年（平成13年）4月から、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の新設が禁止されました。しかし、市内には多くの既設のみなし浄化槽が残存しており、生活排水による水の汚れを減らすために、合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。

本市では、1989年度（平成元年度）から小型浄化槽設置者に対し補助を実施しています。2020年度（令和2年度）は、102基について補助金を交付しました。

また、浄化槽法により、使用されているすべての浄化槽に対して、県知事が指定した検査機関が行う法定検査の受検が毎年1回義務付けられています。本市においても、普及啓発や未受検者に対する受検指導を行うなど受検率の向上に向けて取り組んでいます。

○浄化槽設置基数

（基）

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
浄化槽	13,240	13,626	14,094	14,507	15,020	15,533
みなし浄化槽	16,377	15,853	15,175	14,797	14,795	14,591
合計	29,617	29,479	29,269	29,304	29,815	30,124

○近年の補助額の変遷

年度	補助額
2009年度から2014年度まで	5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円 みなし浄化槽撤去時は130,000円上乗せあり。
2015年度から	補助対象をみなし浄化槽、又はくみとり便所の廃止に伴い、同一敷地内に小型浄化槽を設置する方に変更。人槽毎の補助額に変更なし。みなし浄化槽撤去時は180,000円上乗せあり。

○浄化槽補助金交付基数の推移

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
設置届出数	基	566	592	654	557	574	621
うち補助基数	基	194	156	162	139	106	102
補助金交付額	千円	86,884	71,595	72,268	63,084	46,538	45,468
補助基数累計	基	9,940	10,096	10,258	10,397	10,503	10,605

第3節 土壤環境の保全

1 土壤汚染対策の現状

土壤汚染は、工場又は事業場から排出する排水等に含まれる特定有害物質が農用地に蓄積され顕在化する場合があります。1971年（昭和46年）に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が施行され、特定有害物質としてカドミウム・銅等について許容基準が定められました。

市街地の土壤汚染対策については、1991年（平成3年）に「土壤汚染に係る環境基準」が定められ、現在は29項目について設定されてきました。

また、近年工場等の自主調査、工場跡地の再開発、水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などにより、全国的に土壤汚染が明らかになるケースが増加しました。

こうしたことから、土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が高まり、土壤汚染対策法が2003年（平成15年）2月に施行されました。

2010年（平成22年）4月及び2019年（平成31年）4月には、土壤調査の対象となる土地の拡大等が盛り込まれました。

土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質の汚染による人への健康被害が生じることを防止することを目的としています。そのため、特定有害物質を取り扱っている工場・事業場の廃止や、一定規模以上の土地の形質の変更等の機会をとらえて、汚染の可能性の高い土地の調査を実施すること、そして、その結果、土壤汚染が判明し、それによって人への健康被害が生ずるおそれがある場合には必要な措置を講ずることを定めています。

2 土壤汚染対策

（1）法による調査・届出状況

本市において、2020年度（令和2年度）は、土壤汚染状況調査結果の報告はありませんでした。また、法による一定の規模以上の土地の形質の変更届出は82件ありました。

（2）県条例による調査

2004年（平成16年）10月には県条例に土壤環境の保全が追加され、一定規模以上の土地改変時における土地履歴調査の実施など、一連の措置を義務付けることにより、土壤の汚染の有無を明らかにするとともに、汚染の拡大防止を図っています。

2020年度（令和2年度）は、土地履歴調査の報告が82件あり、そのうち土壤汚染確認調査を必要とするものはありませんでした。

第4節 騒音・振動対策

1 騒音・振動の現状

(1) 工場騒音・振動の現状

騒音・振動に関する苦情については、中小規模の工場や資材置場などに起因するものが多く、その背景には、住宅と工場が混在し、狭い敷地と音に弱い建築構造であること、また原因者がはっきりしているという特徴があります。

(2) 環境騒音

私たちは、工場・事業場、家庭用機器、自動車・鉄道などからの様々な音に接しながら生活しています。そこで、健康で快適な生活をしていく上で望ましい音の大きさの基準(環境基準)は、一般地域や道路に面する地域、新幹線鉄道に分けて定められています。本市では、騒音問題にかかる地域の特性や環境基準との達成状況、経年変化などをみるために環境騒音の実態調査を行っています。

ア 一般環境騒音

一般地域の調査は、市内全域の山林を除く144地点を設定し、調査を行っています。2020年度(令和2年度)は83地点で昼間測定を実施し、10地点で夜間測定も実施しました。達成率は、昼間の時間帯で93%、夜間の時間帯で90%でした。

一般環境騒音・環境基準達成状況

【2020年度(令和2年度)】

類型	用途地域	時間帯(昼間)			時間帯(夜間)		
		測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)
A	一種低層	2	2	100			—
	二種低層	2	2	100			—
	一種中高層	7	7	100	1	1	100
	二種中高層			—			—
	小計	11	11	100	1	1	100
B	一種住居	29	27	93	4	4	100
	二種住居	3	2	67			—
	準住居	1	0	0			—
	調整区域	27	25	93	3	2	67
	都市計画外	2	2	100			—
	小計	62	56	90	7	6	86
C	近隣商業	2	2	100	1	1	100
	商業			—			—
	準工業	4	4	100	1	1	100
	工業	1	1	100			—
	調整区域	3	3	100			—
	工業専用			—			—
	都市計画外			—			—
	小計	10	10	100	2	2	100
合計		83	77	93	10	9	90

イ 交通騒音・振動

道路交通騒音・振動として、国道等5地点について調査し、あわせて交通騒音の影響を背後地において測定しました。すべての地点において、騒音・振動の限度値を達成していました。

また、道路に面する地域全体の騒音暴露状況を把握し、自動車騒音対策を計画的、総合的に行う基礎資料となるように、道路交通騒音の調査を行った5地点の調査結果を基に、自動車騒音の面的評価を行いました。市内の幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準の達成状況は5年間の調査結果に基づいて評価をするため、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）までの調査結果を用いて評価を行うと、昼間・夜間ともに基準値を達成していたのは、全戸数13,584戸の内13,013戸（割合95.8%）でした。近接空間では、5,192戸の内4,716戸（割合90.8%）、非近接空間では、8,392戸の内8,297戸（割合98.9%）でした。

（3）近隣騒音の現状

従来の騒音問題は、工場・事業場及び市街地内での建設工事にかかるものが大部分を占めていましたが、近年、市街化開発による住宅と商業施設の混在や、住宅密集地域の増加等により、近隣騒音が社会問題となっています。

近隣騒音としては、飲食店等の深夜営業騒音、自動車のエンジン音、ペットの鳴き声や人の話し声等の生活騒音があげられます。

このように、近隣騒音は発生源が無数にあるため、誰もが加害者・被害者になることが考えられます。昼間・夜間を問わず、近隣の方へ迷惑がかかることのないよう、配慮をする必要があります。

本市では、関係機関と協力しながら、県条例による音響機器の規制、指導を行うとともに、市民に協力を呼びかけています。

騒音の大きさの目安

（単位：dB）

110	自動車の警笛（前方2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱，騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内，ピアノの演奏（前方1m）
70	電話のベル，騒々しい事務所の中
60	静かな乗用車，普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜，静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜，ささやき声
20	木の葉のふれ合う音，置時計の秒針の音（前方1m）

振動の大きさの目安

（単位：dB）

75～85	家屋が揺れ，戸・障子がガタガタと鳴動し，器内の水面の動きがわかる程度
65～75	大勢の人に感じる程度であり，戸，障子がわずかに動く程度
55～65	静止している人に感じる程度
55以下	人体には無感

2 騒音・振動対策

(1) 法・県条例による届出状況

騒音・振動公害から生活環境を守るために、法や県条例により規制が行われています。著しい騒音・振動を発生させる施設を「特定施設」、これを設置している工場を「特定工場」と呼び、特定施設の種類や数、能力などについて届出をすることになっています。

本市においては、2020年度（令和2年度）末時点で、騒音規制法で969工場、振動規制法で646工場、県条例（騒音）で797工場が届出をしており、この特定工場については、敷地の境界線上で定められている規制基準を守る義務があります。

本市では、工場騒音・振動の防止を図るために、定期的に工場などに立入り、実態調査と指導を行っています。2020年度（令和2年度）は、騒音規制法対象工場45工場、振動規制法対象工場31工場、県条例（騒音）対象工場22工場について調査しました。そのうち、規制基準を超えている工場に対しては、防音・防振対策の必要性を説明するとともに、速やかに改善されるよう要請をしています。

また、建設工事の中で特に騒音・振動が大きい作業を「特定建設作業」として定め、その作業を行う者は7日前までに届出を行い、騒音・振動の基準を守ることが義務付けられています。

2020年度（令和2年度）の特定建設作業実施届出は、騒音規制法によるものは156件、振動規制法によるものは104件でした。また、届出の大部分はさく岩機を使用する作業でした。

本市では、住宅が密集しているところでの作業については、近隣住民の被害を未然に防止するため、工法や時間帯などについて審査し、施工者に対し事前に作業内容などについて説明するよう指導しています。しかし、同時並行で作業を行ったり、工期が長期間に及ぶ場合もあり、苦情件数は減ってはいません。

低周波音は音の中でも特に低い音で、静かな地域の屋内において発生しており近年問題になっています。不快感や圧迫感等の心身に係わるもの、ガラス窓や障子の振動等の物理的な影響とともに研究が進められています。

騒音・振動公害が依然として発生する原因は、住宅と工場の混在に起因することが多いものの、防止対策が生産の向上につながらない投資である等、原因者側の騒音・振動に対する認識が不十分であるためです。

(2) 環境騒音対策

山陽自動車道の騒音・振動については、必要に応じ適宜測定しており、その結果により沿線に防音壁等を設置する対策が道路管理者である西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）により行われています。山陽新幹線沿線について、騒音・振動の状況を把握するため、2020年度（令和2年度）は3地点で騒音・振動の測定を行いました。その結果、2地点において新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超えていました。西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）に対して、なお一層の騒音・振動対策を要望しています。

第5節 悪臭対策

1 悪臭規制の状況

(1) 法による規制

ア 概要

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市は、2004年（平成16年）12月から様々な臭いに対応できる、人の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する「臭気指数規制」を採用し、規制対象地域も市内全域に広がっています。

イ 臭気指数規制

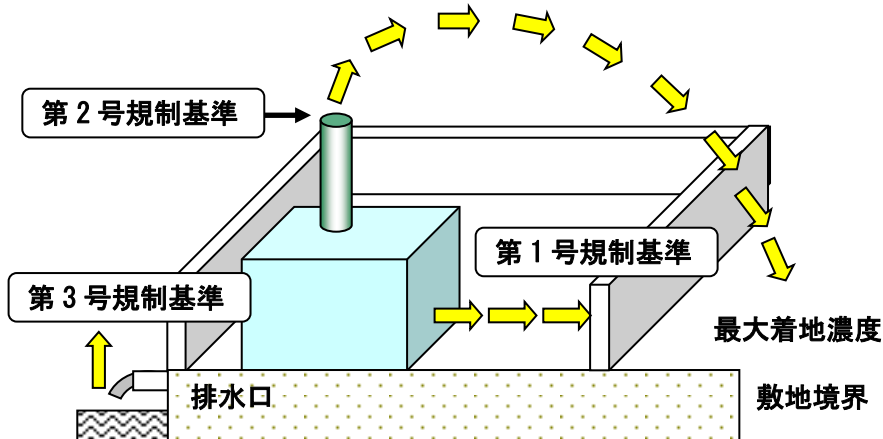
(ア) 規制地域…本市は、市内の全域を対象とし、都市計画法に定める用途地域ごとに、土地の利用形態に応じた規制基準値を定めています。

区域の区分	該 当 区 域
第1種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域
第2種区域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域 市街化調整区域，都市計画区域外
第3種区域	工業専用地域

(イ) 規制基準…法の規定により、臭気指数で用途地域の土地利用の形態に応じ、3つの区域ごとに、事業場等における敷地境界線での規制基準、煙突等の気体排出口での規制基準及び排水水の規制基準を次のとおり定めています。

規制区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
第1号規制基準（敷地境界線）	12	15	18
第2号規制基準（排出口）	敷地境界線の基準を基礎として、悪臭防止法に定める方法により算出する臭気強度及び臭気指数		
第3号規制基準（排水水）	28	31	34

※第1号規制基準を定めると、第2号規制基準、第3号規制基準は、法に規定する計算式により求められる。



(2) 県条例による規制

法による規制の方法は、工場・事業場から排出される臭気を測定し、その測定結果により適否を判断しますが、県条例による規制基準は、「悪臭を発生する工場・事業場などの周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度」と定めています。また、肥料又は飼料の製造業や養豚・養鶏業など悪臭の出やすい施設を特定施設と定め、市長に届出をするよう義務付けています。このように事前に届出を行うことにより施設の状態を把握し、事前に有効な指導が行えるようになっていきます。本市では、15事業場が届出されており、2020年度(令和2年度)においてもこれら事業場に立ち入り調査をし、実態に応じた指導を行い、公害を未然に防ぐよう努めています。

悪臭関係特定施設

番号	施設の名称	規模または能力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ. 原料置場 ロ. 蒸解施設 ハ. 乾燥施設	—
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ. 飼養施設 ロ. 収容施設 ハ. 飼料調理施設 ニ. 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6ヶ月以上の豚100頭(特別地域においては、50頭)以上、養鶏業にあつては生後30日以上の子鶏5,000羽(特別地域においては500羽)以上を飼養し、又は収容できるものであること。

(3) 悪臭防止対策

悪臭防止対策の基本は、作業工程の改善や発生源の密閉化などにより、発生源の数及び発生量を減らすことにあります。また、発生した悪臭については、物質の成分・性質を十分把握し、発生源ごとにその実態にあわせた対策が必要です。現在、実用的な脱臭方法として、燃焼・酸化・吸着・洗浄・マスクング・生物的脱臭方法などが用いられ一定の効果を挙げています。

しかし、臭いの性質により、すべてを除去することは難しく、実態に応じ実効性のある対策を講じなければなりません。そのため、高い煙突で拡散させたり、工場のまわりに植樹したりしています。牛や豚などの糞については発酵堆肥化の処理や悪臭の発生源の清掃なども指導しています。

本市における悪臭苦情は、都市化の進展による発生源と住居の混在化により増加しています。特に近年、家庭ごみ、未処理の生活排水など、日常生活に伴う悪臭苦情も多く発生しています。

しかし、まだ中小規模の工場・事業場が発生源であることが多い上に、作業方法や排出方法により苦情内容や対策費用が大きく異なるなど、対策を困難にしています。

第6節 化学物質による環境リスクの低減

1 化学物質の現状

現在、多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便さを提供しています。一方で、化学物質の開発・普及は20世紀に入って急速に進み、人類や生態系にとって、それらの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じることとなりました。化学物質の中にはその製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。ごみの焼却や金属精錬による燃焼工程などで非意図的に発生するダイオキシン類や、生体内にとりこまれて内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼす内分泌かく乱作用を要する化学物質は、その代表例です。ダイオキシン類問題については、2000年（平成12年）1月15日から施行されている「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境の汚染の防止等に関する施策を実施しています。

また、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が2000年（平成12年）3月30日から施行されています。

（1）環境の常時監視

ダイオキシン類について、大気の汚染、水質の汚濁（水質の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。また、内分泌かく乱化学物質についても河川や海域において調査を行っています。

（2）ダイオキシン類による汚染の状況

ア 大気調査

市内6地点で年4回（春、夏、秋、冬）それぞれ1週間サンプリングを行い調査しました。

調査結果は年平均値で、0.022～0.039pg-TEQ/m³の範囲内にあり、全調査地点とも環境基準を達成していました。

大気中のダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点 (測定局舎名)	測定結果				年平均値	環境基準
	春 5/22～29	夏 8/20～27	秋 11/13～20	冬 2/8～15		
松永小学校	0.034	0.020	0.023	0.018	0.024	0.6
南小学校	0.030	0.014	0.023	0.025	0.023	
培遠中学校	0.029	0.016	0.040	0.018	0.026	
駅家北小学校	0.021	0.035	0.066	0.035	0.039	
曙小学校	0.013	0.016	0.025	0.032	0.022	
神辺支所	0.032	0.029	0.053	0.022	0.034	

イ 水質調査

水質、底質について市内6地点でサンプリングを行い調査した結果、全調査地点とも環境基準に適合していました。

水質関係のダイオキシン類測定結果 (水質の単位：pg-TEQ/L, 底質の単位：pg-TEQ/g)

調査地点	媒体	河川又は海域名	測定値	環境基準
講和橋	水質	藤井川	0.26	1
吾妻橋		本郷川	0.18	
本庄神社前		羽原川	0.14	
観音橋		瀬戸川	0.25	
矢川		山南川	0.28	
燧灘北西部(35-60)		燧灘北西部	0.050	
講和橋		底質	藤井川	
吾妻橋	本郷川		0.92	
本庄神社前	羽原川		1.2	
観音橋	瀬戸川		0.93	
矢川	山南川		1.2	
燧灘北西部(35-60)	燧灘北西部		8.0	

※調査日：河川 2020年(令和2年)5月15日, 海域 2020年(令和2年)5月7日

ウ 土壌調査

山林等を除く地域の公共施設での土壌を対象に、一般環境4か所を調査しました。調査結果は、0.017~0.25pg-TEQ/gの範囲内にあり、全調査地点とも環境基準に適合していました。

土壌中のダイオキシン類測定結果 (単位：pg-TEQ/g)

測定場所	測定結果	環境基準
春日小学校	0.25	1000
加茂小学校	0.062	
泉小学校	0.034	
高島小学校	0.017	

※調査日：2020年(令和2年)5月15日

(3) PRTR制度

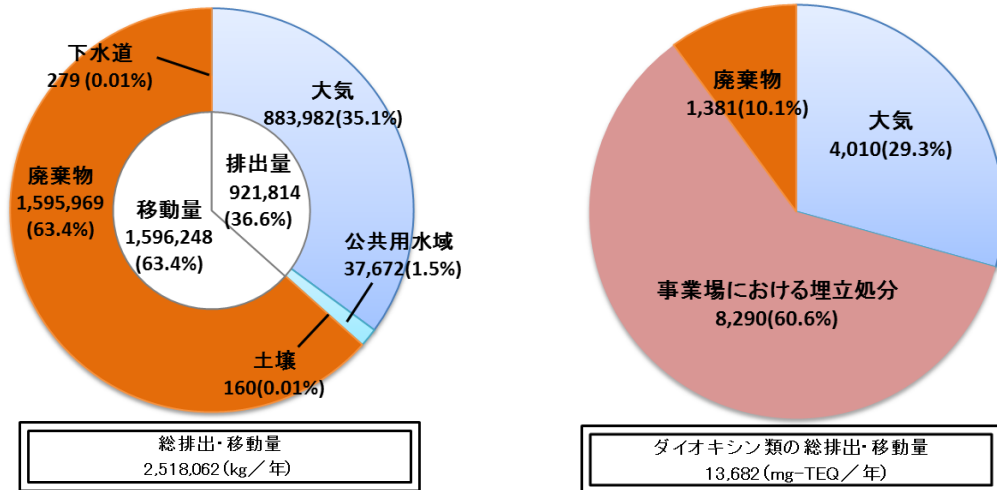
2000年(平成12年)3月に施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、前年度に各事業所で取り扱った対象化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出した量及び廃棄物等として事業所外へ移動した量を、国へ届け出ることが義務付けられています。国は、その届出データを集計するとともに、届出対象外の事業所や家庭、自動車などから環境中へ排出される対象化学物質の量を推計して公表しています。

2020年度(令和2年度)は、市内の事業所から128件の届出があり、業種別では燃料小売業の59件が最も多く、次いで製造業の54件で、この2業種で全体の約88%を占めています。続いて、一般廃棄物処理業(6件)、下水道業(2件)、産業廃棄物処理業(2件)、その他(5件)となっています。

ア 排出量及び移動量の状況について

2019年度（令和元年度）の市内の特定化学物質の総排出・移動量は、2,518,062kg/年でした。そのうち環境への排出量は921,814kg/年（36.6%）で大気への排出の割合が高く、事業所外への移動量は1,596,248kg/年（63.4%）で廃棄物としての移動量の割合が高くなっています。また、ダイオキシン類の総排出・移動量は13,682mg-TEQ/年でした。

P R T R届出結果（左：総排出・移動量，右：ダイオキシン類の総排出・移動量）

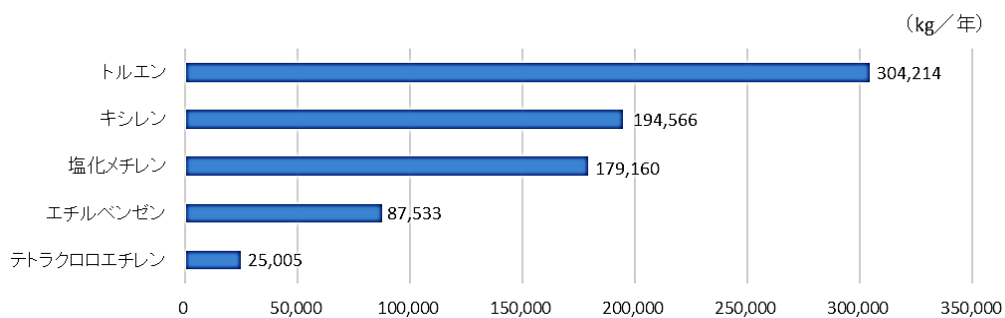


※各数値は四捨五入しているため、各数値の総和と合計値は合致しません。

(ア) 大気への排出量が多かった物質

2019年度（令和元年度）における大気への排出量が多かった上位5物質の合計は790,478kg/年であり、大気への全排出量883,982kg/年の約89%を占めていました。

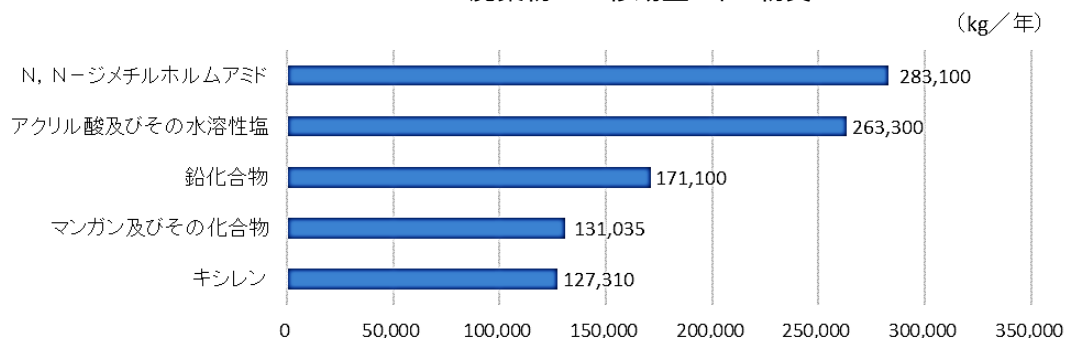
大気への排出量上位5物質



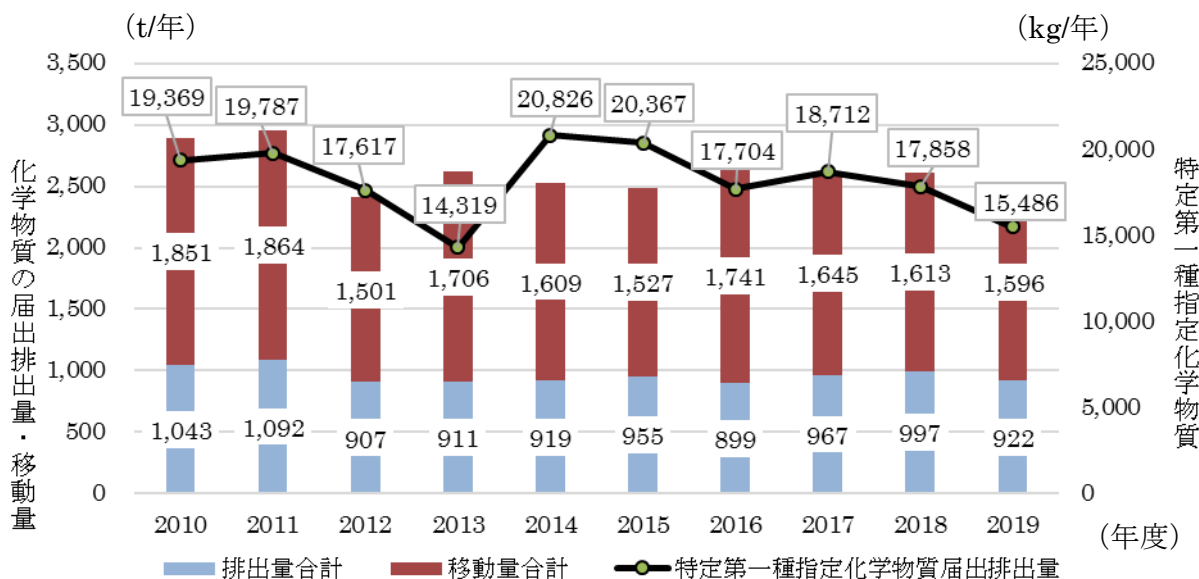
(イ) 廃棄物への移動量が多かった物質

2019年度（令和元年度）における廃棄物への移動量が多かった上位5物質の合計は975,845kg/年であり、廃棄物への全移動量1,595,969kg/年の約61%を占めていました。

廃棄物への移動量上位5物質



PRTR 届出結果の経年変化



- ※1) PRTR 制度の改正により、2010 年度（平成 22 年度）届出分から対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されており、また医療事業が対象業種に追加されています。
- ※2) 2010 年度（平成 22 年度）から、鉛化合物、1,3-ブタジエン、2-プロモプロパン、ホルムアルデヒドが第一種指定化学物質から特定第一種指定化学物質に変更されています。また、鉛化合物については、変更前の区分である「鉛及びその化合物」のデータを使用しています。
- ※3) ダイオキシン類を除いて集計しています。

(4) 内分泌かく乱化学物質による汚染の状況

野生生物の内分泌作用に影響を引き起こすおそれのある内分泌かく乱化学物質の実態を把握するため、市内の河川7地点、海域1地点で調査を行い、その結果、2地点で検出されました。

2020 年度（令和 2 年度）調査結果

調査項目	備讃瀬戸 (36-3)	藤井川 (講和橋)	本郷川 (吾妻橋)	瀬戸川 (観音橋)	羽原川 (本庄神社前)	山南川 (矢川)	高屋川 (川北)	加茂川 (国信橋)
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
<i>n</i> -ニルフェノール	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
ビスフェノール A	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.03

- ※1 単位は $\mu\text{g/L}$ 、調査日は 2020 年（令和 2 年）7 月 2 日、21 日、30 日
- ※2 内分泌かく乱化学物質としての環境基準の設定はありません。魚類への内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10 倍の安全率を乗じて設定された濃度（予測無影響濃度）については、次のとおりです。
4-*t*-オクチルフェノール：0.992 $\mu\text{g/L}$ 、*n*-ニルフェノール：0.608 $\mu\text{g/L}$ 、ビスフェノール A：24.7 $\mu\text{g/L}$

2 化学物質対策

(1) 法による規制

2000年（平成12年）1月15日から施行されているダイオキシン類対策特別措置法では、火床面積0.5m²（焼却能力50kg/h）以上の廃棄物焼却炉などを特定施設として定め、これらの施設を設置している事業者には、法に基づく届出が義務付けられています。特定施設から排出される排出ガスや排水には基準が定められ、段階的に規制が強化されたことにより、ダイオキシン類による汚染の防止が図られてきました。なお、特定施設の設置者は、毎年1回以上、排出ガスや排水（廃棄物焼却炉にあっては焼却灰、集じん機によって集められたばいじん）につき、そのダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を報告することが義務付けられています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の構造基準も強化され、2002年（平成14年）12月1日からは必要な設備が整っていない廃棄物焼却炉は使用できなくなりました。

ア 法による届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法による2020年度（令和2年度）末の届出状況は、大気基準適用施設については34事業場で合計43施設です。その内訳は焼結炉4施設、廃棄物焼却炉39施設となっています。また、水質基準対象施設については8事業場で合計13施設です。その内訳は、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設8施設、灰の貯留施設4施設、下水道終末処理施設1施設となっています。

イ 規制の状況

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき立入調査等を行っています。なお、2020年度（令和2年度）は、廃棄物焼却炉2施設、焼結炉1施設に対し行政検査を行いました。

(2) 設置者によるダイオキシン類の自主測定結果

2020年度（令和2年度）は、大気基準適用施設30施設、水質基準対象施設1施設について測定結果の報告がありました。その概要は次のとおりで、結果については、市ホームページで公開しています。

大気基準適用施設 (単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果	
		最小	最大
焼結炉	3	0.0017	0.065
廃棄物焼却炉	27	0	7.9

水質基準対象施設 (単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果
下水道終末処理施設	1	0.000075

第7節 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業の実施前にそれによる環境影響について十分に調査、予測及び評価を行うとともに、それらの情報を公表することで地域住民・地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全対策を検討することによって事業計画をより望ましいものにしようとするものです。

国においては、1984年（昭和59年）8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、統一的なルールに基づく「閣議アセス」を実施してきました。その後、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が制定され、1999年（平成11年）6月から全面施行されています。

2013年（平成25年）4月には、配慮書手続や報告書手続が創設されました。

広島県においては、「広島県環境影響評価に関する条例」が制定され、1999年（平成11年）6月から施行されました。2013年（平成25年）4月には、環境影響評価図書のインターネットの利用による公表、関係市町に向けて方法書の要約書の送付、方法書説明会の開催が義務付けられました。

環境影響評価（「環境影響評価法」及び「広島県環境影響評価に関する条例」）の適用事業

【2021年（令和3年）3月31日現在】

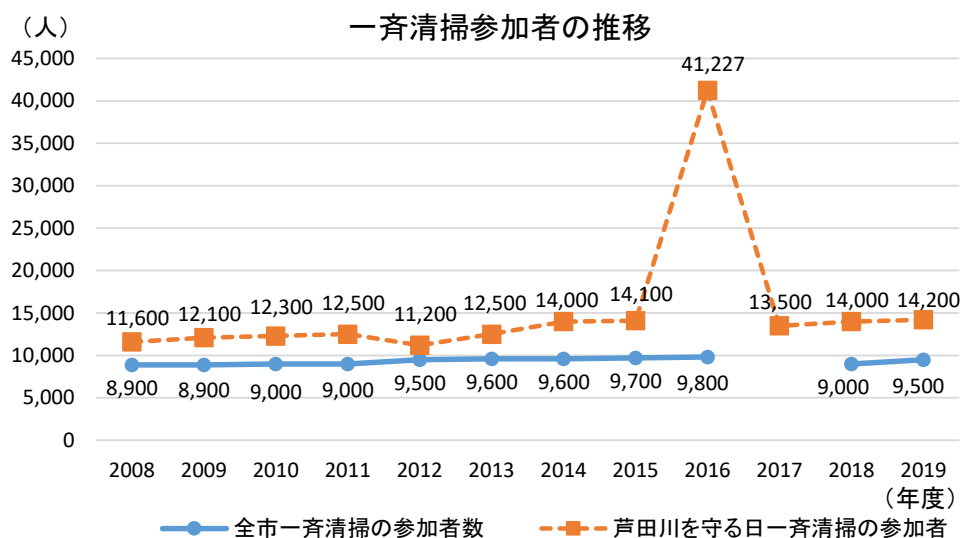
事業名	事業者	事業実施場所	種類	規模	摘要
都市計画道路 福山道路	広島県	大門町 ～ 赤坂町	道路	15.0 km	評価書 手続終了 (法)
廃棄物処理・リサイクル事業	株式会社 カムテックス※	箕沖町	廃棄物処理施設 (産業廃棄物焼却施設)	500 t/日	評価書 手続終了 (条例)
福山リサイクル発電事業	福山リサイクル 発電株式会社	箕沖町	廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	314 t/日	評価書 手続終了 (条例)
福山市汚泥再生処理センター 整備事業	福山市	箕沖町	廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	200 kℓ/日	評価書 手続終了 (条例)
福山共同発電所更新計画 (新2号機)	瀬戸内共同火力 株式会社	鋼管町	火力発電 (ガスタービン及び汽力)	230,000 kW	評価書 手続終了 (法)
福山市次期ごみ処理 施設整備事業	福山市	箕沖町	廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	600 t/日	評価書 手続終了 (条例)

※現在、ツネイシカムテックス株式会社

第8節 快適な住環境の形成

1 一斉清掃

全市一斉清掃やボランティア活動などにより、放置されたごみが少ないまちづくりを推進しています。2020年度（令和2年度）の「芦田川を守る日」及び「全市一斉清掃」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になりました。



※2016年度（平成28年度）の「芦田川を守る日」一斉清掃の参加者が大幅に増加したのは、市制施行100周年記念事業として特別に実施したためです。

※2017年度（平成29年度）の「全市一斉清掃」は、衆議院議員総選挙が執行されたため、中止になりました。

2 空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例

市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再利用に資することを目的としています。

3 町内清掃土等地元処理推進補助金制度

町内清掃によって生じる清掃土等を清掃実施団体が自主的に処理する場合に、補助金を交付することによって環境美化に対する市民意識を一層高めることを目的としています。

	1トン車未満	1トン車以上
補助金額	5,000円(2,000円※)	10,000円(5,000円※)

※中継地に搬入し、その後市において運搬処理するもの

○2020年度（令和2年度）町内清掃土等地元処理推進補助金交付実績

1トン車未満	実施台数	993 台
	交付額	4,074 千円
1トン車以上	実施台数	233 台
	交付額	2,695 千円
計	実施台数	1,226 台
	交付額	5,769 千円

実施団体数	133 団体
延べ実施団体数	255 団体

4 公園・緑地

都市内のオープンスペースや緑は、都市美を構成し、休息の場、遊びの広場、ふれあいの場として、潤いと安らぎのある生活空間を創り出しています。

また、騒音や大気汚染を防止するとともに、災害時の避難場所にもなり、快適で安全な生活環境を保持するために不可欠な市民の共有施設です。

2021年（令和3年）3月末現在の都市公園は、街区公園606、近隣公園20、地区公園3、総合公園5、運動公園2、特殊公園7、広場公園1、都市緑地50、合計694か所で、総面積は、315.17 haとなっています。

人口1人当たりの公園面積は、6.98 m²となっています（公園面積は、都市計画区域内です。）。

5 都市景観の形成

（1）景観の保全

美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に向け、2011年（平成23年）3月に福山市景観計画を策定し、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい良好な景観の形成を図っています。

また、2019年（平成31年）3月には、市民の誇りである福山城天守のシンボル性の向上をめざし、周辺建築物等の高さ制限を設けるため、福山市景観計画の部分改定を行い、2020年（令和2年）4月1日に福山城周辺景観地区を指定しました。



延広町久松通り商店街



福山城天守

（2）空家等の適正管理の促進

管理が不十分な空家等は、防災・衛生・景観面などから周辺地域に悪影響を与えるおそれがあるため、2015年（平成27年）12月に「福山市空家等対策条例」を制定しました。2016年（平成28年）12月に「福山市空家等対策計画」を策定し、2021年（令和3年）3月には、今後も総合的な空家等対策をより一層推進するため「第2期福山市空家等対策計画」を策定しました。

この計画に基づき、空家等の発生予防・抑制、適正管理の促進、有効活用の促進が行われるよう取り組んでいます。